

企業価値担保権の制度・国際比較と実務活用

日本法における企業価値担保権の制度

制度創設の背景と目的

日本では長年、中小企業融資は不動産担保や経営者個人保証に依存する傾向が強く、無形資産中心の企業や創業間もない企業は資金調達が困難でした¹。この課題を解決し、**企業の事業価値**に着目した融資を促進するため、2024年6月に「**事業性融資の推進等に関する法律**」（令和6年法律第52号）が成立し、新たな担保制度「**企業価値担保権**」が創設されました²。企業価値担保権は**不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資**を実現する仕組みであり、有形資産に乏しいスタートアップ企業や、経営者保証がネックとなって事業承継や大胆な事業展開に踏み切れない企業への資金供給を円滑化することが期待されています³⁴。同法は2026年春頃の施行が予定されており、金融機関による**事業性評価に基づく融資**（いわゆるキャッシュフロー・レンディング）の促進を図る画期的な改革として注目されています²。

企業価値担保権の定義と担保対象

企業価値担保権とは、一言で言えば「**企業の事業価値全体**」をまとめて担保に供する新しい担保権です。従来の担保権が土地・建物など個別資産に設定されるのに対し、企業価値担保権では**債務者たる会社の総財産**（現在および将来の全資産）を一体として担保目的とします⁵。その中には不動産や動産はもちろん、**営業権（のれん）や知的財産権、顧客基盤**といった無形資産、株式などの金融資産までも含まれます⁶⁷。言い換えれば、企業が持つ有形・無形の事業価値を包括的にカバーする「包括担保」の制度です。例えば製造業であれば工場や在庫だけでなく、ブランド価値や取引先との関係性まで含めて担保評価の対象となり、ITスタートアップであれば保有するソフトウェアや特許、ユーザーデータベース、将来生み出すキャッシュフローも含めて担保とすることが可能になります⁶。このように従来は担保に取りづらかった**営業権（事業上ののれん価値）や知的財産**まで含めて融資の裏付けとできる点に、企業価値担保権の大きな特色があります。

企業価値担保権の主な特徴（金融庁作成のリーフレットより）⁸⁵

上図は金融庁が公表した企業価値担保権の概要図です。【左】企業価値担保権では債務者である企業の事業全体（有形・無形資産すべて）が担保目的財産となります。【中央】担保権者は「**企業価値担保権信託会社**」という専門の受託者であり、貸し手（被担保債権者）は国内外の金融機関や投資家を含め自由に指定できます。【右】商業登記への登記によって第三者対抗要件を備え、原則として経営者保証は求められません⁹。

担保権の設定方法と構造

企業価値担保権は**信託の仕組み**を用いて設定されます¹⁰。具体的には、債務者である会社（株式会社または持分会社に限られます¹¹）が**委託者（信託設定者）**となり、内閣総理大臣の免許を受けた**企業価値担保権信託会社**（信託業者）が**受託者**として企業価値担保権信託契約を締結します¹²¹³。この信託契約に基づき、債務者の総財産が信託財産として担保提供され、信託会社が**担保権者**となって担保権を管理・実行します¹⁰¹³。一方、実際に融資を行う銀行などの貸し手（被担保債権者）は信託の**受益者**となり、信託会社に対して債務者の債務不履行時に担保権の実行（事業売却など）と配当を受ける権利を有します。企業価値担保権信託会社は金融庁の監督下に置かれる専門業者であり、信託業法上の新たな免許制度が設けられています¹⁴¹²（もっとも、銀行等の既存の金融機関が信託業務を兼営する場合にはみなし免許により参入可能です¹⁵）。このように高度な専門家が担保権者となる仕組みにしたのは、「企業価値担保権の権利義務関係に対する適切な理解」と「一般債権者の保護」を図り、制度を適正に運用するためと説明されています¹⁴。従来

も信託を利用したセキュリティ・トラストの手法は一部で使われてきましたが、この企業価値担保権制度によってその利用者・受託者・活用場面が飛躍的に拡大する可能性があります¹⁶。

企業価値担保権の設定にあたっては、債務者企業内部の必要手続も整備されています。例えば、債務者が取締役会設置会社の場合、企業価値担保権の設定は重要な財産の信託に該当するため**取締役会決議**が必要と解されています¹⁷。また、企業価値担保権には極度額（担保の上限額）設定も可能で、必要に応じて債務者は担保権者に請求して極度額を定めることができます¹⁷。対抗要件（第三者に対する効力発生要件）については、**商業登記簿への登記**が要求されています⁹。債務者である会社の登記記録に企業価値担保権の設定が登録されることで、他の債権者や取引先に対して当該担保権の存在を公示し、優先権を主張できる仕組みです。複数の企業価値担保権が同一会社に設定された場合は、登記の先後で相互の優先順位が決まります¹⁸。また、企業価値担保権と他の個別担保（抵当権・動産譲渡担保など）との優先関係については、それぞれの**対抗要件具備の時期**によって決せられるとされています¹⁸。例えば、既に特定の不動産に抵当権が設定され登記されている場合、その不動産については先行する抵当権が企業価値担保権に優先します。逆に企業価値担保権設定（登記）が先に行われた後で個別の担保を設定しても、対抗要件の具備時期によっては企業価値担保権が優先するケースもありえます。実務上は融資時に既存担保の有無を精査し、必要に応じて担保順位の調整（劣後同意等）や包括担保への組み替えが行われるでしょう。

担保権の効力と債務者の権利制限

企業価値担保権が設定されても、**債務者（借り手）は通常の営業活動を継続可能**です。法律上、債務者は担保設定後も担保目的財産を**使用・収益し、処分する権限**を有すると定められています¹⁹。これは、企業が日々の事業で在庫を販売したり、新規投資で設備を入れ替えたりする行為まで制限されると事業継続が妨げられるためです。ただし「**通常の事業の範囲**」を**超える資産処分**（例：重要資産の売却や事業の全部・大部分の譲渡）は担保権者である信託会社の同意が必要とされており、無断でそのような行為を行った場合は原則として無効となります²⁰（ただし善意無重過失の第三者には対抗できないという、取引安全を図る例外も設けられています²¹）。この仕組みにより、企業価値担保権を設定しても日常的な取引は妨げず、一方で企業が担保価値を減殺するような極端な資産売却に走ることは防止されています。また企業価値担保権を利用する場合、**経営者保証（第三者保証）を併用することは原則制限**されます²²。具体的には、企業価値担保権で担保された債務について経営者個人の保証契約があっても、特定被担保債権者（貸し手）はその保証債務の履行を請求できない仕組みです²²（※債務者の粉飾決算など信用秩序を乱す例外事由がある場合を除きます²³）。これにより、金融機関は企業の事業価値自体を信用し融資するインセンティブが働き、経営者個人の資産に依存しない融資文化への転換が促されます³。

担保権の実行と倒産手続との関係

債務者が返済期限に債務を履行できない場合等には、企業価値担保権の**実行手続**に移行します。企業価値担保権の実行は一般の担保権実行とは異なり、裁判所の管理下で行われる**特別の手続**によります²⁴。具体的には、債務者の債務不履行時に信託会社（担保権者）は全ての被担保債権者（貸し手）の指図に基づき、裁判所に**担保権実行手続の開始**を申し立てます²⁵。裁判所が手続開始を決定すると、裁判所により**担保権実行受託者（管財人に相当）**が選任され、その者が債務者の事業の管理処分権を取得します²⁶。受託者（管財人）は裁判所の許可を得て担保目的財産の換価処分を行います。その際の原則は「**事業の譲渡**」という形で**包括的に売却**することです²⁷。つまり、工場や在庫、知的財産をバラバラに競売するのではなく、**事業全体を一括して譲渡（売却）**することで、**企業の継続価値を最大化**しようとするのです²⁷。譲渡代金が確定すると、管財人はただちに**配当手続**を行い、担保権者はその対価から弁済を受けます²⁸。この一連の実行手続が完了すると、裁判所は手続終結を決定し、企業価値担保権は消滅します²⁹。

企業価値担保権の実行に際して特徴的なのは、**事業継続に不可欠なコストの優先支払い**が認められる点です。具体的には、売却された事業譲渡代金から、仕入代金などの商取引債権や従業員給与などの労働債権といった「**事業継続に不可欠な費用**」が優先的に支払われ、その残額が貸し手への返済に充てられます³⁰。これは、企業価値担保権者（担保権信託会社）や貸し手が自らの回収だけを優先して事業に混乱を生じさせる

ことがないよう配慮したものです。必要経費を差し引いてもなお貸し手への返済に不足が出る場合は、当該不足分について担保権者（信託会社）が裁判所の許可を得て弁済することも可能とされています³⁰。このように**担保権実行時にも事業価値の毀損を最小限に抑える仕組み**が整備されており、破産手続における清算型処理よりも高い回収率と事業の継続性が期待できます。

なお、債務者企業が別途破産手続等に入った場合との関係ですが、企業価値担保権は信託の形をとっているため、信託設定された財産は原則として債務者の倒産財団から切り離されます。したがって担保権者である信託会社は倒産手続によらず上記の特別実行手続に基づき事業譲渡を進めることが可能です。ただし実務上は、倒産手続と並行する形で担保権実行手続を進めるには裁判所間の連携や利害調整が必要となるでしょう。企業価値担保権の実行手続は事業の包括譲渡を伴う点で**民事再生手続における事業譲渡スキーム**にも類似しており、将来的には倒産実務との接点も議論されると考えられます。しかし制度趣旨としては、破産による清算の処理ではなく**事業の私的再生的な処理**を促すことが目的であり、企業価値担保権の設定により迅速な事業売却・再建が図られる点が重視されています。

アメリカ・ドイツの担保制度との比較

アメリカ：UCCによる包括的な動産担保制度

アメリカでは日本に比べて早くから、企業のあらゆる資産を一括して担保に取る制度が確立してきました。その中心となるのが各州で採用されている**統一商事法典（UCC: Uniform Commercial Code）第9編**の担保取引法制です。UCC第9編は1950年代に成立し、その後改正を経ながら運用されており、動産・債権を含む**広範な資産を対象**に統一的な担保権設定を認めています³¹。具体的には、企業は「**全資産担保（all-asset lien）**」として、在庫、機械設備、売掛債権、知的財産権、さらには営業上のノウハウや顧客リスト等の**一般無体財産（general intangibles）**まで、現在および将来の財産を包括的に担保提供できます。担保設定手続もシンプルで、債務者と担保権者の間で担保設定契約（セキュリティアグリーメント）を締結し、所定の金融当局（各州の登記所）に**ファイナンス・ステートメント（UCC-1フォーム）**を提出・登録するだけで、第三者対抗要件が備わります³²。これにより担保権者は包括担保の優先権を公示でき、同一債務者に対して複数の担保権者が存在する場合でも「**先登記（先ファイル）優先**」のルールで優先順位が決まります（Purchase Money Security Interest等の特別優先を除く）。

UCC型の制度では、担保権者（貸し手）は債務不履行時に債務者の全資産から弁済を受ける権利を持ちます。任意の履行がない場合には、担保権者は自力救済的に担保資産を処分（売却）して回収することも可能ですが、企業規模が大きい場合は連邦倒産法（チャプター11等）の手続に移行し、裁判所の下で担保資産の売却や再建計画が図られるのが一般的です。米国では**DIPファイナンス（倒産手続中の新規融資）**において既存担保権者よりも**優先する担保権（プライミング・リエン）**を裁判所が付与することもあり、こうした実務は日本の従来法制にはなかった柔軟な運用です。企業価値担保権は日本版の包括担保といえますが、その設計には企業再生時の調整も考慮されており、米国流の担保実務に一定の学びを得たものといえます。実際、**米国では無形資産を含む事業価値を担保とした融資が一般化**しており、日本はこの点で「大きく出遅れている」と指摘されてきました³³。企業価値担保権の導入で日本もようやく同様のスキームを制度的に整備し、知財金融やスタートアップ融資の分野で米国に近い環境が整うことになります。

ドイツ：Sachgesamtheiten（資産集合）に対する担保制度

ドイツ法にも、日本の新制度と類似する「事業全体」に着目した担保の考え方が見られます。ただしそのアプローチは日本や米国とも異なり、**法定の担保権よりも当事者間の契約による担保設定**に依拠しています。ドイツ民法（BGB）上、動産質権は担保物を特定の個々の物に限定しており、**一個人の全財産や包括的な集合財産に対する質権（Generalpfandrecht）は認められていません**³⁴。したがって、法律上は日本の企業価値担保権のように「会社の総財産一括」を直接目的物とする担保権を設定することはできません。しかし実務上は、金融機関が債権者となって**包括担保に類する効果**を生み出す工夫が発達しています。その典型が**所有権留保や譲渡担保（Sicherungsübereignung）**の手法です。これは、債務者（借り手）が保有する機械設備

や在庫商品といった動産について、その**所有権を担保目的で債権者に移転**する契約を結ぶものです³⁵。譲渡担保契約では資産の明細を包括的に定めることが可能で、例えば「債務者の〇〇倉庫内のすべての在庫商品一切」や「現在および将来取得する機械設備一式」といった**Sachgesamtheit（集合財産）**単位での担保設定が行われます³⁵。法律上はあくまで構成する各個の動産について順次所有権移転がなされる形ですが、経済的には債務者の在庫や設備全体が担保に取られたのと同様の効果を発揮します。さらに売掛金債権については**Globalzession（包括譲渡担保）**という手法で、一定時点以降に発生するすべての売掛債権を包括的に債権譲渡し担保に供する契約も一般的です。知的財産権やのれんといった無体財産については、個別に質権設定（特許庁への登録等）を行うか、信託的譲渡を活用して担保化する方法が取られています。総じてドイツでは、日本のような統一の登記制度は無いものの、**契約実務によって企業の保有資産全般をカバーする担保構成**が可能であり、これによって銀行は日本以上に多面的な担保を取得して融資の安全性を確保してきました。企業価値担保権は国が制度として包括担保を提供する点で画期的ですが、ドイツではこれに近い機能を長年**当事者間契約と判例法理**で補完してきた歴史があります。またドイツでは、担保権実行においても裁判所を介さず私的実行（例：譲渡担保資産の売却による精算）が可能で、必要に応じて倒産手続（破産法）の中で担保権者が担保資産から優先弁済を受けるしくみ（別除権）も整っています。とはいえ、事業価値全体を最大化する処分という点では日本の企業価値担保権（裁判所管理の事業譲渡）のような明文化された手続は無いため、ドイツでも事業再生局面では**担保権者と他債権者の調整**が課題となりえます。日本の新制度はこの点を法律で定め、労働債権等の保護まで組み込んでいる点で独自の先進性があると言えるでしょう。

企業価値担保権の実務上の活用事例

スタートアップ・無形資産企業への融資

企業価値担保権の代表的な活用場面として期待されるのが、**有形資産に乏しい成長企業（スタートアップ等）への事業性融資**です。これまで銀行融資では不動産や在庫といった担保提供できる資産を持たない企業は信用力が低いと見なされ、創業間もないベンチャー企業などは資金調達が困難でした¹。そのためベンチャー企業はベンチャーキャピタルからの出資や、経営者個人の保証付き融資に頼らざるを得なかったのです。企業価値担保権はこうした状況を変える可能性があります。スタートアップ企業でも、革新的な技術や優良なユーザーベースなど**将来の事業キャッシュフロー創出が見込める無形資産**を持っていれば、それらを含めた事業価値全体を担保に銀行融資を受けることが可能となります³⁶。たとえばAIソフトウェア開発企業が、自社の保有するアルゴリズムの特許やソフトウェアの著作権、蓄積したビッグデータやエンジニアの人的資源といった無形の価値を担保に資金調達し、事業拡大の原資とすることが考えられます。金融庁も企業価値担保権の利用が特に期待されるケースとして「有形資産に乏しいスタートアップ」を挙げており³⁷、この新制度が**知財金融や無形資産担保融資**を本格的に普及させる契機になると期待されています。もっとも、無形資産の評価額算定や、技術動向など将来性の見極めは容易ではありません。金融機関側には従来以上に高度な**事業性評価のノウハウ**が求められますが³⁸、メインバンクとして深く企業に関与することで情報の非対称性を縮小し、適切な評価に基づく融資を実現できるメリットも指摘されています^{38 39}。

経営者保証に代わる事業承継融資

中小企業の事業承継において経営者個人保証がボトルネックとなっているケースでも、企業価値担保権は有効な手段となりえます。たとえば現経営者（オーナー社長）が高齢引退する際、後継者となる子息や社外の後継者候補が個人保証の重圧を嫌って承継を躊躇するケースがあります。新法はこうした問題意識から、「**経営者保証により事業承継を躊躇している事業者**」を企業価値担保権の対象として想定しています³⁷。具体的には、事業承継時に新経営者に代わって企業の持つ事業価値そのものを担保に供することで、**個人保証を免除または軽減**し、円滑な事業引継ぎを後押しします³。例えば、老舗メーカーで後継ぎが銀行からの借入に個人資産を担保提供することに不安を感じている場合、企業価値担保権を設定して会社の工場設備やブランド価値を担保とすることで、後継者の個人保証なしに融資継続が可能となります。これにより、後継者は個人資産を危険に晒すことなく事業を引き継ぎ、企業も必要な運転資金を確保できます。金融機関にとっても、個人保証に過度に依存せず事業評価で融資を継続できるため、事業承継後の企業とも建設的な関係を維持しやすくなります。もっとも、事業価値自体が低迷している場合には担保としての信用力も限られるため、事業承継時の企業価値向上策（経営改善計画の策定など）と併せて活用することが重要です。

企業再生スキームでの役割

企業価値担保権は、**事業再生（企業再生）局面**でも新たなツールとして注目されます。金融庁は制度の利用が期待される例として「事業再生に取り組む事業者」を挙げており³⁷、実際に複数の金融機関が関与する再建案件でメインバンクが主導して企業価値担保権を活用するシナリオが想定されています⁴⁰。例えば、業績悪化に陥った企業が自主再建を図る際、主要取引銀行が追加融資を行う見返りに企業価値担保権を設定し、当該銀行が担保権信託会社を通じて**全社資産に優先権**を持つ形で関与するケースが考えられます。こうすることでメインバンクは他の債権者に優先して回収権を確保しつつ、企業の事業継続に必要な運転資金を供給できます。従来、私的整理や事業再生ADRでは各債権者の合意形成に時間を要し、また新たな資金を投入する金融機関も既存債権者との公平性から二の足を踏むことがありました。企業価値担保権により新資金提供者へ明確な**優先地位**を与えられることで、こうした調整がスムーズになる可能性があります。さらに、事業再生では事業の切り売りによる清算価値より**事業一体の継続価値**の方が高いことが多いため、企業価値担保権の担保実行手続（事業譲渡）は再生型のスキームと親和性があります。実際に再生局面で企業価値担保権を設定し、事業譲渡を前提としたスポンサー支援を取り付けるといった**プレパッケージ型の私的整理**も将来的に検討されるでしょう。もっとも、新制度はまだ実績がなく、他の一般債権者との利害調整や、担保権実行時の裁判所の関与など不明瞭な点もあります。そのため当面は、主要行主導の再生支援でケースバイケースに試行される段階と考えられますが、成功事例が蓄積されれば企業再生の強力なツールとなる可能性があります。

M&A・プロジェクトファイナンスでの利用

M&Aファイナンスやプロジェクトファイナンスの分野でも、企業価値担保権の活用が期待されています

³⁷。M&Aファイナンスでは、買収対象企業（ターゲット）の資産や将来キャッシュフローを担保に融資を行うレバレッジド・バイアウト(LBO)型の資金調達があります。従来の日本では、買収資金の融資に対しターゲット企業の資産を担保とするには個別資産の抵当権や譲渡担保を積み上げる必要がありましたが、企業価値担保権を利用すれば**ターゲット企業の全事業価値をまとめて担保**に差し入れることが可能になります。これにより、買収後にターゲット企業の事業から生まれるキャッシュフローを源泉とした融資（いわゆる事業価値ベースの融資）が円滑に実行できるようになります。ただし、ターゲット企業自身が買収資金融資の債務者でない場合（買収ビークルが借入人となる場合）には、物上保証禁止の規定⁴¹との関係に留意が必要です。企業価値担保権は**債務者自身の財産しか担保にできない**ため、ターゲット企業を債務者に含める形での融資スキーム設計（例えばターゲット企業を連帯債務者にする等）が求められるでしょう。

プロジェクトファイナンスでは、再生可能エネルギー事業やインフラ事業など特定の事業プロジェクトから生み出される収益を返済原資とする融資が行われます。従来、この分野でもプロジェクト資産一式に抵当権や譲渡担保を設定し、さらにスポンサーからの追加保証を求めるケースが一般的でした。企業価値担保権を使えば、プロジェクト会社（SPC）の持つ許認可や契約上の地位、設備や収益請求権といった**プロジェクト全体の価値**を信託的に束ねて担保化できます。特に電力購入契約(PPA)やコンセッション（公共事業の運営権）など、本来譲渡制限のある権利も、信託スキームに乗せることで担保提供が容易になる可能性があります。またシンジケートローンで複数銀行が融資する場合にも、従来は**セキュリティシェアード（共有担保）**の契約で対応していたところ、企業価値担保権信託会社が受託者となることで**一元的に担保管理**がなされる利点があります。もっとも、M&Aやプロジェクト分野で企業価値担保権を利用する際には、既存の個別担保との重複や競合に注意が必要です。例えば企業価値担保権を設定しつつ従来型の全資産担保（動産譲渡登記や不動産抵当）も付す場合、どちらを優先させるかで回収スキームが変わり得ます²²。このため契約時に担保順位や保証の扱いを明確に取り決めておくことが重要です。実務の工夫次第で、企業価値担保権は大型案件のストラクチャリングにも柔軟に組み込めると考えられます。

企業価値担保権のメリット・デメリット分析

企業（借り手）にとっての利点と課題

企業価値担保権を利用することで、借り手である企業には多くのメリットが生まれます。第一に、**適切な事業性評価に基づく資金調達機会の拡大**が挙げられます³⁸。過去の財務データや担保物不足で門前払いされていた企業でも、将来の事業計画や成長性を評価してもらうことで融資を受けられる可能性が高まります³⁸。第二に、**経営者個人保証からの解放**という大きな利点があります³。企業の事業価値自体を信用力の裏付けとするため、経営者や創業者が自宅や個人資産を担保に入れたり連帯保証したりする必要性が低減します。これは後継者不足に悩む中小企業にとって事業承継の心理的ハードルを下げる効果も期待できます。第三に、企業価値担保権を設定したメインバンクとの関係強化によって、**平時から伴走支援（経営アドバイスやモニタリング）を受けられる**点もメリットです⁴²。金融機関は事業価値重視の融資を行う以上、企業のビジネスモデルや収益構造を深く理解しようとし、その過程で事業計画の策定支援や経営改善提案など密接なサポートが提供され、結果的に企業成長にプラスに働くでしょう^{38 43}。第四に、包括的な担保設定にもかかわらず**通常の事業活動の自由度が維持される**点も見逃せません¹⁹。在庫販売や設備更新など日常業務は妨げられず、企業は担保設定後も柔軟に事業運営できます。

一方、企業側の課題・デメリットも認識しておく必要があります。まず、**無形資産の価値評価の難しさ**があります。担保評価額が不明確だと必要額の融資を受けられない可能性があり、自社の強みや知的資産の価値を金融機関に理解させる努力が求められます。また、企業価値担保権を設定すると**重要資産の処分や事業譲渡に制約**が生じます⁴⁴。通常業務の範囲を超える取引には担保権者の同意が必要となり、将来の事業再編や売却を考える際にはハードルとなり得ます。さらに、信託スキーム利用に伴う**コスト負担**も無視できません。信託報酬や専門家費用、登記費用（ただし登記免許税は一律3万円で比較的低廉とされています⁴⁵）が発生し、小規模企業にとって負担感がある可能性があります⁴⁴。加えて、メインバンクに取引が一化されることで、逆に**金融機関への依存度が高まるリスク**も指摘されています⁴⁶。一行取引ゆえに銀行の判断如何で融資条件が大きく変動したり、他行が参入しづらくなることで競争原理が働かなくなる懸念もあります⁴⁷⁴⁸。こうした課題に対しては、企業自身がメリット・デメリットを十分検討した上で制度を利用すること、また将来的に業況好転した際には企業価値担保権を解除して通常融資に切り替える選択肢も視野に入れることが望まれます⁴⁹。

金融機関（貸し手）にとっての利点と課題

貸し手である金融機関にとっても、企業価値担保権は新たなビジネスチャンスとリスク管理手法を提供します。最大の利点は、**担保カバー率の向上**による融資リスクの軽減です。企業の総財産に包括的な担保権を及ぼすことで、これまで担保余力が無かった融資案件でも担保付与が可能となり、回収可能性を高められます。特に知的財産や営業権といった無形資産からも回収原資を引き出せる点は大きな魅力です⁶。また、企業価値担保権を活用する際には一般に融資取引をメインバンクに一化することが想定され、金融機関にとっては**取引関係の集約による情報把握の容易化やクロスセル（他の金融サービス提供）機会の拡大**といったメリットがあります^{50 51}。実際、一行取引になることで企業の経営情報にアクセスしやすくなり、財務諸表に現れない事業の実態まで把握できるため、より精度の高いモニタリングが可能となります⁵²。さらに、企業価値担保権の設定企業に対しては他の金融機関が新規融資に慎重になる可能性もあり（後順位となるため）⁴⁸、メイン行としては取引深耕や貸出金利面で有利な立場を得ることができます。加えて、事業再生時に企業価値担保権者として主導的地位を占めることで、複数債権者間の調整をリードし自行の不良債権化リスクを低減できる点もメリットです⁴⁰。

一方、金融機関側の課題もあります。まず、**企業評価・モニタリングにかかる手間とコスト**です。企業価値担保権では融資後も企業の事業状況を継続的に監視し、伴走支援することが期待されています^{38 53}。これまで以上に担当者の専門知識やマンパワーを割く必要があり、取引先企業ごとにきめ細かな対応が求められます。特にスタートアップなどは事業環境の変化が速く、金融機関にとっても事業を理解しフォローするハードルは高くなります。しかしそれに見合うリターン（深い関係による収益機会拡大）が得られるかがポイント

であり⁵⁰、行内で専門チームを組成するなど体制整備が必要でしょう。また**信用リスクの集中**も懸念されます。一行取引で大量融資を実行すると、その企業が破綻した際に銀行が被るダメージも大きくなります⁵⁴⁴⁷。リスク分散のためにシンジケートローン形式で複数機関が参加することも考えられますが⁵⁵、その場合でも企業価値担保権信託の枠組みで適切に権利配分を行う必要があります。さらに、**無形資産担保の換価難易度**も銀行にとってリスクです。担保権実行時に事業を一括譲渡するとしても、買手が付かなければ結局回収できません。知財やのれんに市場価値が付かないケースでは担保評価が絵に描いた餅となる恐れもあります。最後に、新制度ゆえの**法的安定性への懸念**もあります。企業価値担保権実行手続は未踏の領域であり、裁判所運用や他債権者との係争など不確実性を抱えます。担保権者である信託会社の破綻リスクや、不測の事態での制度上の欠陥（抜け穴）がないか、といった点も今後の実践を通じて検証されるでしょう。

以上のように、企業価値担保権は**企業・金融機関双方に新たなメリットをもたらす一方、克服すべき課題も伴う制度**です。企業の無形の価値に光を当てるこの制度が真に機能するためには、適切な制度運用と実務の知恵の蓄積が不可欠です。日本版「事業価値担保」制度とも言える企業価値担保権が、スタートアップの成長支援や中小企業金融の革新、ひいては産業全体の活性化につながることを期待されます。その定着のためには、企業と金融機関の双方が制度の趣旨を正しく理解し、オープンな対話を重ねながら実例を積み重ねていくことが重要でしょう。今後の施行と実践を通じて明らかになる課題も踏まえ、必要に応じた法制度の磨き上げが行われることで、企業価値担保権は日本の金融慣行に大きなパラダイムシフトをもたらす可能性を秘めています⁵⁶³³。

参考文献・出典：（本文中に【†】で示した出典のほか）事業性融資の推進等に関する法律、金融庁「企業価値担保権に関するFAQ」（2023）、全国銀行協会「企業価値担保権の活用に向けた報告書」（2025）など。

¹ ⁴ ⁵ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹⁴ ¹⁶ ¹⁷ ²² ³⁰ ³⁶ ³⁷ ⁴⁰ ⁴¹ ⁴² ⁵⁶ noandt.com
https://www.noandt.com/wp-content/uploads/2024/05/finance_no92.pdf

² ³³ 米国より大きく出遅れた日本の融資を大改革 注目の「企業価値担保権」法制化がもたらす商機をつかむ知財戦略とは？ | Japan Innovation Review powered by JBpress
<https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/88482>

³ ²³ fsa.go.jp
<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20240719/02.pdf>

⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹³ ¹⁵ ¹⁹ ²⁰ ²¹ GT Japan Newsletter Vol. 2 | Is Japan Poised for a New Era of Financial Innovation? Understanding the Latest Legislative Changes in 2024 - Lexology
<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=e9b149d3-eea2-4f32-baba-373cc02a8cd7>

¹⁸ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ GT Japan Newsletter Vol. 2_Is Japan Poised for a New Era of Financial Innovation Understanding the Latest Legislative Changes in 2024
<https://www.gtlaw.com/-/media/files/insights/alerts/2024/08/gt-japan-newsletter-vol-2is-japan-poised-for-a-new-era-of-financial-innovation-understanding-the-latest-legislative-changes-in-2024.pdf?rev=26704b37db494a31aade12bb28775ac7>

³¹ ³² [PDF] Secured lending for SMEs: Making effective use of registries ... - OECD
https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2022/07/secured-lending-for-smes_fa8fa095/cf451ee7-en.pdf

³⁴ [PDF] 139 § 6. Das Pfandrecht - Soldan.de
https://www.soldan.de/media/pdf/b0/4d/41/9783406723995_LP.pdf?srsId=AfmBOoryuPZUpjXtlosiGfJ3-EW5t1wiOAyr_hxrC-Gk0HDVR3WzrBTP

³⁵ Sicherungsübereignung • Definition - Gabler Wirtschaftslexikon
<https://wirtschaftslexikon.gabler.de/definition/sicherungsuebereignung-44319>

38 39 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 企業価値担保権の活用に向けた報告書（2024年度）
<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news370327.pdf>